

豊川市広報とよかわ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、豊川市が発行する「広報とよかわ」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 「広報とよかわ」に掲載する広告の範囲は、要綱第6条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、「広報とよかわ」裏表紙とする。

(広告の掲載単位)

第4条 広告の掲載単位は、1カ月を単位とする。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 天地 24.0cm 左右 17.0cm 1枠

※ただし、市長が指定する期間内に申込みのない月がある場合に限り2分の1の大きさ（天地 12.0cm 左右 17.0cm）を認めるものとする。

(2) 配色 4色（シアン・マゼンダ・イエロー・ブラック）

※JIS規格の色に限る

(3) デザイン 市のイメージを損なわないもの

(広告の募集方法)

第6条 市長は、広告の募集を「広報とよかわ」等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 「広報とよかわ」への広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、広報とよかわ広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 広告原稿案（内容、デザインがわかるもの）

(2) 会社案内等（会社の概要がわかるもの）

(3) 同意書（市税・国民健康保険料(税)の滞納の有無に関する照会及び確認）

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱及び豊川市広告掲載基準（平成18年10月13日実施）により審査を行い、広告掲載の可否を決定する。この場合において、同月に複数の申し込みがあるときは、次に掲げる順位により決定するものとする。

(1) 第1順位

市内に本社若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体
(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体
(3) 第3順位

- 前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体
- 2 市長は、前項後段の規定によっても広告掲載の可否を決定できないときは、先着順により決定する。
 - 3 広報とよかわ広告募集要項に定める募集期間内に申込みのない月がある場合は、継続して募集し、先着順により掲載ができるものとする。
 - 4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、広報とよかわ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、市長が定めた額とする。

- 2 前条第4項の規定による広報とよかわ広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告原稿の作成等)

第10条 広告主は、市長が指定する方法により作成した広告原稿を、市長が指定する期日までに提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の申出義務)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、広報とよかわ広告申込内容変更申込書(様式第3号)により、「広報とよかわ」の発行日の30日前までに市長に申し出てその承認を得なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、広報とよかわ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により「広報とよかわ」への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広報とよかわ
広告掲載取下届（様式第4号）により、「広報とよかわ」の発行日の30日前
までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載の決定の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を
取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込
みがないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主から掲載取り下げの申出があったとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、「広報とよかわ」への広告掲載が適切で
ないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広報とよかわ
広告掲載取消等通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において広告主に損
害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（損害賠償）

第15条 広告主の責めに帰すべき事由により市に損害が生じたときは、市長
は、広告主に対し、損害賠償を請求するものとする。ただし、市長が特別の
理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（広告掲載料の還付）

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由
により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月の
納付済額に相当する額とする。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、広報とよかわ広告掲載料還付請
求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、「広報とよかわ」への広告掲載につい
て必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。